

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

令和6年能登半島地震により被災された皆様にご心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①石川県奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町）に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②令和6年1月1日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

なお、延長措置がなされていた富山県及び石川県のうち奥能登2市2町を除く地域については、既に延長後の納期限等が指定されているため、今般の納期限等の指定をもって、延長措置は終了します。

○地域

石川県 輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

○納期限等

令和7年10月31日

※ 督促状の指定期限が令和6年1月1日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

今般の納期限等の指定により、延長措置は終了するものの、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

【お問い合わせ先】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課

TEL. 043-297-9650